

知らなきや損する

働き方が多様化した時代 大きな差が出る「生涯年収」

人の働き方はさまざまです。正社員、非正規雇用の契約社員や派遣社員、パート、アルバイト、起業するなど、働き方は自由に選べる時代になりました。でも選べる自由があるだけで、「どんな働き方がいいのか」「働き方によって生涯年収にどのくらい差が出るのか」ということを考えてみると、選択肢は変わってくるかもしれません。

女性の場合、結婚・出産・子育てと、退職までずっと働けるとは限りません。正社員で働くつもりが、置かれている状況によっては、収入がダウンする非正規社員や、パートで働くという選択をせざるを得ない場合もあります。

あるデータによると、大学・大学院を卒業した正社員の女性が60歳まで働き続けると、生涯年収は約2億円。高卒では約1億3千万円となっていました。出産で退職し、子供から手が離れてから再び正社員として働く場合や、正社員では就職できず、派遣社員やパートで働くことになると、生涯年収はかなり減少することになります。

また、生涯年収の差に加え、正社員として働いた場合は、厚生年金や会社で企業年金があれば、退職後の年金額に差がでたり、さらに退職金があれば、正社員でずっと働いた人とそうでない人では、さらに生涯に入ってくるお金に差がつくこととなります。

生涯年収は、手元に入るとり金額とは異なります。年収から税金や社会保険料を差し引いた金額が手取り金額です。会社で加入する社会保険は、年金保険・健康保険(40歳以上の介護保険)・雇用保険で、これらの保険料の半分は会社が出してくれます。

年金保険と健康保険については、会社の社会保険に加入しなければならない労働時間などの基準

がありますが、夫が会社員の場合、妻の年収が130万円を超えず、会社の社会保険に加入しなくてよければ、夫の会社の社会保険に扶養家族として加入することができるので、社会保険料を払わなくても、健康保険や国民年金に加入することができます。130万円を超えると、自分で社会保険料を支払って加入しなければならなくなり、その金額分は手取り金額が減少することになります。

2016年10月からは、年収130万円という基準には変更ありませんが、従業員501人以上の大きな企業に勤めている人は、①週20時間以上の労働、②雇用期間一年以上、③月収8.8万円(年収約106万円)以上の場合、会社の社会保険に加入することになるので、手取り金額は減少します。この基準は将来、中小会社にも広がっていくことになるでしょう。

今、正社員として働いている人は、生涯年収で考えると結婚や出産で正社員をやめるのはもったいないかもしれません。子供が保育園に行くとお給料が保育料で消えてしまう話はよく聞きますが、それは数年間の話です。最近では、育児休業制度も充実してきているので、じょうずに利用することも可能かもしれません。また、アルバイトや派遣社員などとして働く人も増えていますが、若いうちは正社員と年収に差がないかもしれませんが、生涯年収で見ると差ができるでしょう。

働き方が多様化している時代だからこそ、自分の価値観やライフプランと向き合って、生涯年収という考え方も考慮して、どのような働き方をするのか選択してみてはいかがでしょう。



暮らしのマネープラン相談センター 所長
サードファイナンスプランナー 高橋 昌子

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

- **時間相談** …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円
教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます
- **マイホーム資金・住宅ローン相談** …………… 3万円
無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます
- **退職資金・マネープラン相談** …………… 3万円
退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます

